

財務省告示第四十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十七年一月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十七年二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百二

十八回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

条第一項並びに国債整理基金特

別会計法（明治三十九年法律第

六号）第五十条第一項及び第五

ノ二 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けられた各申込みの

価格を募入額により加重平均し

て得られるものによる発行（以下

と競争入札発行」という。）

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

九	八	七		六		口	イ	イ	イ																						
		口	イ	イ	口					イ																					
振替単位	額	最	札	非	入	価	格	競	争																						
	額	低	札	非	入	格	札	非	入																						
	面	額	行	争	行	競	行	争	行																						
	金	金	入	入	争	争	入	入	争																						
す	の	五	円	百	四	一	三	付	ノ	国	千	金	し	第	九	つ	定	金	千	額	発	第	う	億	額	割	各	当	も	各	
る	の	万	円	三	万	兆	十	ノ	二	債	百	額	た	五	億	い	に	特	二	額	行	十	円	面	り	申	て	の	申		
。	整	円		十	円	六	四	国	の	理	四	で	利	条	八	て	基	別	百	金	し	一	、	金	当	込	。	か	込		
	数			四	千	千	億	に	規	基	十	一	付	ノ	千	は	づ	会	二	額	た	条	財	額	て	み	。	ら	み		
	倍			億	八	百	六	つ	定	金	万	兆	国	二	六	、	き	計	十	で	利	第	政	で	の	の	の	う	ち		
	の			千	百	十	千	い	に	特	千	二	に	規	三	面	発	法	五	三	付	一	融	一	。	応	募	の	募		
	金			百	十	五	万	て	基	別	百	三	に	定	十	金	行	第	万	千	国	項	兆	兆	募	額	を	募	額	を	
	額			十	五	十	円	、	づ	会	千	百	つ	に	五	額	し	条	五	円	四	債	六	千	を	案	分	に	割	の	
	に			億	三	千	億	額	き	計	百	五	い	基	万	で	利	第	九	百	九	十	八	案	に	よ	り	高	割	の	
	よ			十	四	万	六	面	発	行	十	十	は	づ	千	九	付	一	十	億	億	百	五	分	り	い	い	り	高	割	の
	る			千	万	千	千	金	行	法	億	三	、	き	億	九	国	項	理	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の
	も			十	万	千	千	額	し	第	億	十	億	額	十	九	債	の	基	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の
	の			十	万	千	千	で	た	五	億	十	億	額	十	九	債	の	基	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の
	と			十	万	千	千	百	利	条	億	十	億	額	十	九	債	の	基	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の
	金			十	万	千	千	億	利	条	億	十	億	額	十	九	債	の	基	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の
	簿			十	万	千	千	億	利	条	億	十	億	額	十	九	債	の	基	五	億	十	十	に	よ	り	い	り	高	割	の

